

「総合取引約款」改正の新旧対照表

令和 8 年 9 月 24 日
(下線部分変更)

新	旧
第 1 条 (現行通り) (総合取引の利用) 第 2 条 この約款において「総合取引」とは、次に掲げる取引、又はそれらを<u>組合</u>せた取引等の総称をいいます。 (1) 保護預り取引 (2) 振替決済取引 (3) 短期社債等振替決済取引 (4) 一般債振替決済取引 (5) 投資信託受益権振替決済取引 (6) 株式等振替決済取引 (7) 外国証券取引 (8) M R F 累積投資取引 (9) 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引 (10) 特定管理取引 (11) 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する取引 (12) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する取引 (13) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する取引 (14) インターネット電子交付サービスに関する取引 <u>(15)「目論見書等電子交付 URL 通知サービスに関する取引」</u> 2. お客様は、当社が定める方法により、当社に総合取引を申込みのとし、当社が承諾した場合に、この約款及び関連約款に基づいて、本サービスの利用等に係るお客様の情報を登録する口座（以下「本口座」といいます。）が開設され、総合取引をいつでもご利用いただけることとなります。 (承諾をしない場合でも、その理由は開示いたしません。) 3. 総合取引をお申込みになる場合は、当社所定の本人確認手続に従った書類の提出、及び書面の電子交付の利用申込みも併せて行っていただきます。 4. お客様が本サービスを利用する際の通信形態及び端末などは当社が定める通信形態及び端末などいたします。なお、本サービス利用に係る通信用機器及び通信環境はお客様の責任においてお客様がご用	第 1 条 (省 略) (総合取引の利用) 第 2 条 この約款において「総合取引」とは、次に掲げる取引、又はそれらを<u>組合</u>わせた取引等の総称をいいます。 (1) 保護預り取引 (2) 振替決済取引 (3) 短期社債等振替決済取引 (4) 一般債振替決済取引 (5) 投資信託受益権振替決済取引 (6) 株式等振替決済取引 (7) 外国証券取引 (8) M R F 累積投資取引 (9) 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引 (10) 特定管理取引 (11) 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する取引 (12) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する取引 (13) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する取引 (14) インターネット電子交付サービスに関する取引 (追 加) 2. お客様は、当社が定める方法により、当社に総合取引を申込みのとし、当社が承諾した場合に、この約款及び関連約款に基づいて、本サービスの利用等に係るお客様の情報を登録する口座（以下「本口座」といいます。）が開設され、総合取引をいつでもご利用いただけることとなります。 (承諾をしない場合でも、その理由は開示いたしません。) 3. 総合取引をお申込みになる場合は、当社所定の本人確認手続に従った書類の提出、及び書面の電子交付の利用申込みも併せて行っていただきます。 4. お客様が本サービスを利用する際の通信形態及び端末などは当社が定める通信形態及び端末などいたします。なお、本サービス利用に係る通信用機器及び通信環境はお客様の責任においてお客様がご用

意いただくものとします。 5. 総合取引をご利用いただけるお客様が、当社の定める方法により特定口座の開設を申込み、当社が承諾した場合には、この約款、当社が別に定める「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」並びに「特定管理口座約款」（以下「特定口座関連約款」といいます。）に基づく特定口座の取扱いをご利用いただけます。 第3条～第19条（現行通り） <u>この約款は、2026年10月1日より適用します。</u>	意いただくものとします。 5. 総合取引をご利用いただけるお客様が、当社の定める方法により特定口座の開設を申込み、当社が承諾した場合には、この約款、当社が別に定める「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」並びに「特定管理口座約款」（以下「特定口座関連約款」といいます。）に基づく特定口座の取扱いをご利用いただけます。 第3条～第19条（省 略） <u>この約款は、2026年4月1日より適用します。</u>
--	--

第 1 編 総合取引約款

第 1 章 総合取引

（約款の趣旨）

第 1 条 この約款は、お客様と永和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行われる総合取引等（以下この約款において「本サービス」といいます。）の権利義務関係を明確にすることを目的として定めるものです。

2. 本サービスは、この約款及び次条第一項各号の取引について当社が別に定める約款（以下「関連約款」といいます。）によるほか、法令・諸規則等に従ってご利用いただけます。

（総合取引の利用）

第 2 条 この約款において「総合取引」とは、次に掲げる取引、又はそれらを組合せた取引等の総称をいいます。

- (1) 保護預り取引
- (2) 振替決済取引
- (3) 短期社債等振替決済取引
- (4) 一般債振替決済取引
- (5) 投資信託受益権振替決済取引
- (6) 株式等振替決済取引
- (7) 外国証券取引
- (8) MRF 累積投資取引
- (9) 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引
- (10) 特定管理取引
- (11) 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する取引
- (12) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する取引
- (13) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する取引
- (14) インターネット電子交付サービスに関する取引
- (15) 「目論見書等電子交付 URL 通知サービスに関する取引」

2. お客様は、当社が定める方法により、当社に総合取引を申込みものとし、当社が承諾した場合に、この約款及び関連約款に基づいて、本サービスの利用等に係るお客様の情報を登録する口座（以下「本口座」といいます。）が開設され、総合取引をいつでもご利用いただけることとなります。（承諾をしない場合でも、その理由は開示いたしません。）

3. 総合取引をお申込みになる場合は、当社所定の本人確認手続に従った書類の提出、及び書面の電子交付の利用申込みも併せて行っていただきます。

4. お客様が本サービスを利用する際の通信形態及び端末などは当社が定める通信形態及び端末などいたします。なお、本サービス利用に係る通信用機器及び通信環境はお客様の責任においてお客様がご用意いただくものとします。

5. 総合取引をご利用いただけるお客様が、当社の定める方法により特定口座の開設を申込み、当社が承諾した場合には、この約款、当社が別に定める「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」並びに「特定管理口座約款」（以下「特定口座関連約款」といいます。）に基づく特定口座の取扱いをご利用いただけます。

（共通番号の届出）

第 3 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（届出事項）

第 4 条 お客様は、総合取引の申込み時に、本口座に関して使用する印章（以下「届出印」といいます。）、氏名、住所等を届出させていただきます。

2. 「証券総合サービス申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

3. お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、外国人登録証明書等の書類をご提出願うことがあります。

第 2 章 株券等の取扱い

（有価証券等の取扱い）

第 5 条 本口座において取扱う有価証券等の範囲は当社が定めるものとし、かつ、お客様ご自身が権利を有するものに限るものとします。

2. お客様が本口座に有価証券を入庫する場合には、株式会社証券保管振替機構その他の機関（以下「機構」といいます。）の振替制度を利用した他の金融商品取引業者等からの口座振替の方法若しくは当社が別途定める方法によるものとします。この場合において、機構に届けるお客様の名義、住所並びに印鑑等は、本口座において届出られたものと同一とします。

3. お客様が本口座から有価証券を引出す場合は、原則として機構の振替制度を利用した他の金融商品取引業者等への口座振替の方法によるものとします。ただし、やむを得ない事情により、株券を交付する方法による場合は、当社の定めるところにより、所要の手数料等の実費を申受ける場合がございます。

第 3 章 有価証券取引（注文の受注）

（受託等）

第 6 条 お客様が本サービスにより取引できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。

ただし、当該銘柄は、金融商品取引所の規則又は当社の自主的な規則により、お客様に通知することなく変更されることがございます。当社の自主的な規制により変更する場合でもその理由は開示しないものとします。

2. 取引所取引によるご注文は、当該金融商品取引所の定める受託契約準則等に基づいて受託いたします。

3. 店頭売買有価証券市場における取引（以下「店頭取引」といいます。）に係るご注文は、日本証券業協会の定める規則（以下「協会規則」といいます。）に基づいて受託いたします。

4. 単元未満株式等のご注文は、これらを取扱う業者への取次ぎ等、別途定めるところにより受託いたします。

（注文内容の明示）

第 7 条 有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定口座に係る預りか否かの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、現物・信用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。

（受注できない場合）

第 8 条 前 8 条の定めを満たしていないご注文については、お受けしない場合がございます。ただし、注文の執行に必要な事項のうち、執行する市場のみが明示されていない場合は、当社の最良執行方針に基づいて執行することがございます。

2. 募集又は売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該募集又は売出しに係る目論見書を受領されていることを、当社が定める方法で確認させていただきます。目論見書の受領を確認できなかったときは、当該ご注文はお受けできません。

3. 前各項に掲げる場合のほか、当社がご注文の受託が適当ではないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合がございます。

第 4 章 報告・連絡

（取引報告書）

第 9 条 当社がご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、「取引報告書」を遅滞なくお客様に交付いたします。

2. 記載内容について不審な点があるときは、すみやかに当社監査部に直接ご連絡ください。

（取引残高報告書）

第 10 条 当社は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」といいます。）第 98 条等の規定に基づき、四半期に 1 回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。お取引がない場合は、1 年に 1 回（信用取引及び発行日取引（以下、「信用取引等」という）、金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 6 第 1 項第 2 号に該当するもの及び同令第 16 条の 4 第 1 項各号に掲げるものを除く。）の未決済建玉がある場合には毎月）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

3. 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面
- ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

4. 取引残高報告書を交付した後、15 日以内にご連絡がなかったときは、その記載事項すべてについてご承認いただいたものとされますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。

5. 記載内容について不審な点があるときは、すみやかに当社監査部に直接ご連絡ください。

（報告・連絡の方法）

第 11 条 前 2 条の報告書、目論見書、運用報告書、その他当社が定める書類の交付は、「書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規定」に基づき、当社が定める方法により行います。

第 5 章 雑則

（諸料金）

第 12 条 この約款に定める諸手続きの費用として、当社が定める口座管理料その他の料金をいただくことがございます。

2. お客様は、有価証券等の取引について、当社が定める売買手数料等、取引に係る諸経費を所定の期日までにお支払いいただくものとします。

3. お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、当社の要した実費をいただくことがございます。

4. 有価証券の入出庫については、当社が定める料金をいただくことがございます。

5. 金銭の振込については、当社が定める料金をいただくことがございます。

6. 本条で定める諸料金は、当該料金に係る手続きに先立って頂戴します。

（届出事項の変更）

第 13 条 届出印、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号等その他の届出事項の変更、届出印の紛失若しくは指定預金口座の解消があり、又は届出印若しくは指定預金口座の変更を希望されるときは、お客様は所定の手続きによって直ちに当社に届出るものとします。

2. 前項のお届出があったときは、「戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）」、「印鑑証明書」、「運転免許証」、「住民票」その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがございます。印鑑証明書を提出できないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。
3. 第 1 項の届出事項のほか、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項に変更がある場合は、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出るものとします。
4. 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。
5. 本条に関するお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ、返金、振替株式等の振替又は抹消、契約の解約、有価証券等の返還、有価証券の売買等のご注文の受付け等には応じられません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

（取引の解約）

第 14 条 各契約（総合取引を構成する各取引の利用に関する契約をいいます。以下同じ。）は、次のいずれかの事由に該当したときに解約されるものといたします。

- (1) お客様が当社が定める方法により解約をお申出になったとき
- (2) お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払われない場合
- (3) お客様が本約款又は関連約款の変更に同意なさらないとき
- (4) お客様が本約款及び関連約款、その他法令諸規則等に違反し、当社が解約を通告したとき
- (5) 法令に基づく本人確認ができないとき、その他当社が法令に基づいて求める事項にに応じていただけないとき
- (6) 本口座の残高がなくなった後、当社が定める期間を経過したとき
- (7) お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき
- (8) 解約を行うことが適当と認められるものとして当社が定める事由（お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したときを含みます。）により、当社がお客様に解約を申出たとき
- (9) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- (10) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
- (11) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社がお客様に対して一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき
- (12) 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
- (13) やむを得ない事由により、当社が解約することが妥当であると判断したとき

（解約時の取扱い）

第 15 条 各契約が解約となった場合のお手続き等は、次に掲げるとおりといたします。

- (1) 当社が定める方法により、金銭は銀行振込等により返還し、有価証券についてはお客様の指定する他の金融商品取引業者等への振替を行います。
- (2) 有価証券等のうち、お客様の指定する他の金融商品取引業者等への振替が困難なもの等については、お客様のご指示により、決済・換金したうえ、その代金を返還します。

（免責事項）

第 16 条 当社は次に掲げる場合にお客様及び第三者に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社が定める書類等に押捺された印影を届出印の印影（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、求められた事項に応じたうえで、当該書類等について偽造、変造その他の事故があったときのとの一致を確認して当社が取引を行ったとき
- (2) お客様のご指示により金銭を指定預金口座へ振込んだとき
- (3) 当社が定める書類等に押捺された印影が届出印の印影と相違するため、求められた事項に応じなかったとき
- (4) 本口座への入庫当初から、有価証券について瑕疵又はその原因となる事実があったとき
- (5) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭若しくは有価証券の授受又は寄託の手続き、その他本約款に定める事項等が遅延し、又は不能となったとき
- (6) 電信又は郵便の誤謬、遅延、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等、当社の責に帰することのできない事由が生じたとき
- (7) 第 14 条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じたとき
- (8) 注文受付後、注文内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じたとき
- (9) お客様が売買注文の取消等を申込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、売買注文の取消等が行えなかったとき
- (10) お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかったとき。なおそれまでに成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。

（約款の変更）

第 17 条 この約款及び関連約款の内容は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときには変更されることがございます。

2. 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その変更内容を通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、約款の変更に同意いただいたものとして取扱います。

3. 前項の通知は、個別に電子情報処理組織を使用する方法で行います。

4. 第 2 項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社 Web サイト上の掲示による方法に代えることがございます。

（準拠法）

第 18 条 本サービスに係る権利義務関係については、日本法に準拠するものとします。

（合意管轄）

第 19 条 お客様と当社との間のこの約款及び関連約款に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所として当社が指定するこ

とができるものとします。

この約款は、2026 年 10 月 1 日より適用します。